宮城学院女子大学附属キリスト教文化研究所規程

(研究所員の任期) 第1年 (1、主任、企画委員を成員とする「運営委員会」が海の発売員の任期) 第2年 (1、主任、企画委員を成員とする「運営委員会」が海の発売員の活動、とる研究所員を成員とする「研究所の重要事項を審議する機関として、第2 主任は研究所員会議の推薦により教授会の承認を経て、学長が委嘱する。 2 主任は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。 2 主任は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。 第五条 所長は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。 第五条 所長は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。 第五条 所長は研究所員の任期となる者を毎年度当初学内に募集し、委嘱する。 第五条 所長は研究所の金画・運営の責にあたる。 第二条 (研究所の手製) 第七条 本研究所の企画・運営の責にあたる。 (研究所役員の任期) 第七条 本研究所は第一条の目的を遂行するために、次の事業を行なう、一、共同研究 二、研究会 三、公開講演会・公開講室 (会計報告) 第1条 本研究所の会計報告は研究所可等。 (会計報告) 第1条 本研究所の会計報告は研究所同、主任、企画委員、若干等移担当副手) (会計報告) (会計報告) (本研究所は研究下、 1.4.5. 所員)

「本研究所に次の研究員をおく。
一、所、長、一名 二、主目の形式、一名 三、企画委員 若干名 四、研究所に次の研究員をおく。
一、所、長 一名 二、主任、企画委員 若干名 四、研究所で定める研究所長、企画委員、研究所員を成員とする。 「運営委員会」は所長が招集する。 2 前項に定める研究所員を委員長とし、主任、企画委員を成員とする。 「理営委員会」は所長が招集する。 第一項に定める研究所員を成員とする「研究所の重要事項を審議する機関として、第二条第一項に定める研究所員を成員とする「研究所の重要事項を審議する機関として、第二条第一項に定める研究所員を成員とする「研究所員会議」をおく。「研究所員会議の推薦により、表情、で、学長、正任は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。 2 主任は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。 3 企画委員は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。 3 企画委員は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。 3 企画委員は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。 3 企画委員は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。

キリスト教文化研究所研究年報 第43号

の規程は、一九九一年七月九日から改訂施行する。本規程の改廃は研究員会議の議を経て教授会の承認を得るものとする。

2010年3月12日 印刷 2010年3月15日 発 行

代 表 犬 餇 公 発 行 人

宮城学院女子大学 発 行 所

キリスト教文化研究所 981-8557 仙台市青葉区桜ケ丘9丁目1番1号

電話 022 (279) 1311 (代)

電話/FAX 022 (277) 6210 (直)

印刷所 プリントコープKOPAS

電話 022 (727) 1760